防府市延長保育促進事業実施要綱

平成１１年４月１日制定

（目的）

第１条　この要綱は、保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う延長保育の需要に対応するため、認定こども園、保育所等で引き続き保育を実施する延長保育事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（実施施設等）

第２条　事業を実施する施設及び事業所（以下「実施施設等」という。）は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所とする。

（委託）

第３条　市長は、事業を特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に委託することができる。

（委託料）

第４条　前条の規定により事業を委託した場合、予算の範囲内において、国が定める補助基準額を委託料として支払うものとする。

（事業内容）

第５条　通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育を必要とする子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第１９条第２号及び第３号の認定を受けた小学校就学前の子どもに対し、保育を実施する。

（実施要件）

第６条　事業の実施に当たっては、国が延長保育事業実施要綱で定める基準等を遵守しなければならない。

２　延長時間の区分の定義は、次のとおりとする。

（１）　保育短時間認定

ア　１時間延長

実施施設等が定める保育標準時間認定に係る保育時間内において、保育短時間認定に係る保育時間（以下「保育短時間認定保育時間」という。）を超えて１時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の１日

当たりの平均保育児童数（以下「平均保育児童数」という。）が１人以上いることをいう。

イ　２時間延長

保育短時間認定保育時間を超えて２時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均保育児童数が１人以上いることをいう。

ウ　３時間延長

保育短時間認定保育時間を超えて３時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均保育児童数が１人以上いることをいう。

（２）　保育標準時間認定

ア　１時間延長

保育標準時間認定に係る保育時間（以下「保育標準時間認定保育時間」という。）を超えて１時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の１日当たりの平均保育児童数が３人以上いることをいう。

イ　２時間延長

保育標準時間認定保育時間を超えて２時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均保育児童数が３人以上いることをいう。

ウ　３時間以上の延長

イと同様１時間ごとに区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均保育児童数が３人以上いることをいう。

エ　３０分延長

ア～ウに該当しないもので、保育標準時間認定保育時間を超えて３０分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均保育児童数が１人以上いることをいう。

（３）　前２号において、保育短時間認定保育時間又は保育標準時間認定保育時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合、前後の延長保育時間及び平均保育児童数を合算しないものとする。ただし、第１号において、前後それぞれで算出される延長保育時間に１時間未満の端数が生じる場合、平均保育児童数が１人以上いる時間を合算するものとする。

（４）　第１号及び第２号において複数の延長時間の区分に該当する場合、最も長い延長時間の区分を適用し、平均保育児童数は、年間の延長時間の

区分における各週ごとの最も多い保育児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とするものとする。

（費用）

第７条　実施施設等は、事業を実施するに当たって、あらかじめ利用者負担を設定することができる。

（実績報告）

第８条　実施施設等は、事業を実施した月ごとに別途市で定めた様式にて、翌月の１５日までに市長に報告しなければならない。

（関係書類の整備）

第９条　実施施設等は、事業に関する帳簿及び関係書類を整備し、事業を実施した年度の翌年度の初日から起算して５年間これを保存しなければならない。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２４年７月１日から実施する。

附　則

この要綱は、平成２７年７月１７日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月２日から施行し、令和６年４月１日から適用する。